

契約概要のご説明(傷害共済)

- ご契約に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご契約される前に必ずお読みいただき、お申し込みくださるようお願いいたします。
- この書面はご契約に関する全ての内容を記載しているものではありません。詳細は、傷害共済普通共済約款をご覧ください。

ご契約の際ご注意いただきたいこと

共済期間と補償の開始時期について

共済期間は1年とし、補償の開始時期は、共済掛金(分割払いの場合は、初回共済掛金)を払い込んだ月の1日午前零時とします。

引受条件について

被共済者は申込日現在において、健康で、かつ、正常に就業または日常生活を営んでいる方とします。また、当組合がお引き受けする共済契約は、被共済者1人につき、S型またはW型のどちらか1契約を限度とします。

出資金について

組合員資格のある方で、ぐんま共済協同組合の共済に初めてご加入する場合には、1口100円の出資金をお預りいたします。

共済掛金の払込方法

- 共済掛金の払い込み方法は、ご契約時にご指定いただく金融機関の口座から、口座振替によりお払い込みいただけます。
- 年一括払契約の場合の振替開始日は、責任開始月の17日(金融機関等が休日の場合には翌営業日)に初回共済掛金を振り替え、以後、毎年、責任開始月の1年後応答月の17日(金融機関等が休日の場合には翌営業日)が振替日となります。
- 分割払契約の場合の振替開始日は、責任開始月の17日(金融機関等が休日の場合には翌営業日)に初回共済掛金を振り替え、以後、毎月17日(金融機関等が休日の場合には翌営業日)が振替日となります。
- 分割払契約の場合で、死亡共済金・後遺障害共済金の第1級・疾病死亡見舞金等をお支払いするときは、1年分の共済掛金のうち分割払いの未納分を徴収させていただくことがあります。

共済金をお支払いできない主な場合

- 共済契約者・被共済者・共済金を受け取られる方の故意または重大な過失
- 被共済者の自殺行為・犯罪行為・闘争行為
- 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- 被共済者が法令に定められた運転資格を持たないで自動車等を運転している間、法令に定められた酒気帯び運転またはこれに相当する状態で自動車等を運転している間、麻薬・大麻・あへん・覚せい剤・シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれのある状態で自動車等を運転している間の事故
- 被共済者の脳疾患、心神喪失、精神障害、泥酔、めまい、日射、熱射、麻酔、薬物中毒症、その他疾病によって生じた傷害
- 被共済者の出産、または外科的手術その他医療処置によって生じた傷害(ただし、当組合が補償すべき傷害を除きます)
- 頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛その他の症状を訴えている場合でも、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの
- 被共済者が危険な運動等を行っている間に生じた傷害
被共済者が乗用具を用いて競技等を行っている間、競技等を行うことを目的とする場所において競技等に準ずる方法または態様により乗用具を使用している間の傷害(ただし、当組合が補償すべき傷害を除きます)
- 細菌性食中毒およびウイルス性食中毒
- 疾病死亡見舞金は、当組合の各種商品の死亡共済金が支払われる方、または60歳以上の方、加入後1年未満の方、申込日現在において重要な疾病(悪性新生物、脳疾患、心疾患)を有し、その疾病が原因で死亡された場合にはお支払いしません。

クーリングオフについて

クーリングオフ(ご契約のお申し込みの撤回)は、共済期間が1年以下のものに関しては対象外となります。傷害共済は、共済期間が1年となっており、クーリングオフの対象外となりますので、あらかじめご了承ください。

ご契約後にご注意いただきたいこと

通知義務

この商品について、契約者、被共済者は、共済契約締結後に被共済者の職業または職務を変更した場合は、遅滞なく、ご通知いただく義務(通知義務)があります。共済契約締結後、次に掲げる事実が発生した場合には、すみやかにその事実を取扱代理店または当組合へご連絡ください。

- 共済契約証書記載の被共済者が職業・職務を変更した場合
- 共済契約証書記載の被共済者が新たに職業に就いた場合
- 共済契約証書記載の職業に就いていた被共済者がその職業をやめた場合

共済掛金の払込期日等の取扱い

- 共済掛金の第1回目(初回)の口座振替が不能となった場合には、ご契約は成立しません。2回目以降の口座振替が不能になった場合には、翌月の振替日に翌月分と合わせて2か月分の共済掛金の口座振替を行います。
- 2か月分の口座振替が不能の場合には、その不能となった月の翌月の振替日に3か月分の口座振替を行います。この振替が不能の場合には、この月の月末までを猶予期間とします。猶予期間内に共済掛金が払い込まれない場合は、第1回目の払い込み不能月の前月末日にさかのほり効力を失うものとします。

次のような場合には、共済期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただく場合がございます

著しく共済金請求の頻度が高いなど、加入者相互間の公平性を逸脱する極端な共済金支払いまたはその請求があった場合。

共済金をお支払いする事由に該当したとき

すみやかに取扱代理店または当組合にご連絡ください。共済金請求の手続きにつきましても詳しくご案内いたします。
※共済金を請求する権利は共済金請求の権利が発生した日の翌日からその日を含めて3年を経過したとき、消滅します。

共済契約の失効・解除について

- 以下の1つに該当した場合はご契約が失効または解除となります。
- 被共済者が死亡、または後遺障害第1級に該当した場合
 - 共済期間内に共済金お支払総額が死亡共済金額に達した場合
 - 共済契約者が解約の申し出をされた場合
 - 共済掛金が所定の期日までに払い込みされない場合
 - 被共済者が、被共済者の資格に違反してご加入したことが判明した場合

お届けする共済契約証書は内容をご確認のうえ、大切に保管してください

共済契約のご加入に際して、ご提供いただく個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律を遵守するとともにその安全管理に努めます。詳しくは、「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」を必ずご覧ください。

突然のアクシデントから
幅広くあなたをガード!

傷害共済

不慮の
災害によるケガを
幅広く補償

- すべてのケガが対象なので安心です。
- 補償期間が災害発生日から1年間ですので、治療に専念できます。
- 傷害による死亡から後遺障害・入院・通院・往診補償まで幅広く支払われます。



健やかで安心した未来のために

ぐんま共済協同組合

ぐんまで生まれ ぐんまで育った ぐんまの人の ぐんま共済

●お問い合わせ、お申し込みは

本 部 前橋市石倉町4-9-10 TEL(027)254-5711
前橋支店 前橋市石倉町4-9-10 TEL(027)254-2755
高崎支店 高崎市問屋町2-7-8 高崎商工会議所会館内 TEL(027)362-1899
太田支店 太田市浜町3-6 太田商工会議所会館内 TEL(0276)46-9596
ホームページアドレス <http://www.gunma-kyosai.or.jp/>

[2017.10改訂]



健やかで安心した未来のために

ぐんま共済協同組合

ぐんまで生まれ ぐんまで育った ぐんまの人の ぐんま共済

突然のアクシデントから幅広くあなたをガード!!

傷害共済

すべてのケガが対象となり治療開始日より補償されます。

この共済は、偶然の事故により、被共済者が死亡された場合、所定の後遺障害が生じた場合及び所定の入院・通院・往診をされた場合に共済金をお支払いします。

●補償の内容

補償内容	契約の種類	
	S型(スタンダード補償)	W型(ワイド補償)
1 傷害死亡(事故発生日から180日以内)	200万円	400万円
2 後遺障害	200~7万円	400~14万円
3 入院(180日限度・1日につき) 入院(181日以降・1日につき) <small>※事故発生日から365日限度</small>	(180日限度) 2,000円	(180日限度) 5,000円
	(181日以降) 1,000円	(181日以降) 2,000円
4 通院(事故発生日から365日限度・1日につき)	1,000円	2,000円
5 往診(事故発生日から365日限度・1日につき)	1,000円	3,000円
6 疾病死亡見舞金	30万円	30万円

●商品の特長

【共済金】

●他のいかなる保険に加入していても関係なくお支払いいたします。

【共済金の支払いワケが広い】

●すべてのケガが対象となり治療開始日より補償されます。

【補償期間が長い】

●ケガをした日から1年間です。(他の保険の約2倍の補償期間です。)

【疾病死亡見舞金】

●1年以上ご加入の方には他の保険にはない疾病死亡見舞金をお支払いします。
但し、当組合の各種商品の死亡共済金が支払われる方又は60歳以上の方、申込日現在において重要な疾病(注)を有しその疾病が原因で死亡された場合にはお支払いしません。

【診療証明書料のお支払い】

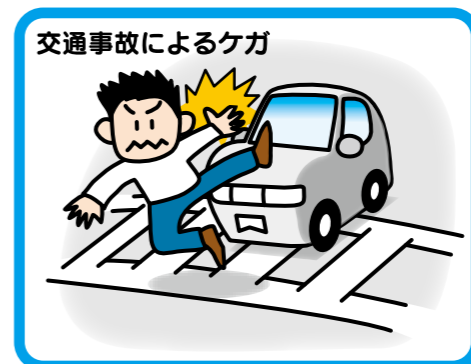
●5万円未満の共済金で組合所定の診療証明書の原本をご提出の場合、診療証明書料の一部を負担いたします。

【重複契約の無効】

●S型W型にかかわらず1人1契約とします。

(注)重要な疾病とは、悪性新生物、脳疾患、心疾患をいいます。

「偶然な事故によるすべてのケガ」がお支払対象になります。 次のような偶然な事故の場合に共済金(死亡、後遺障害、入院、通院、往診)をお支払いします。



ご加入に際して

- 補償の開始時期は、共済掛金(分割払いの場合は、初回共済掛金)を払い込んだ月の1日午前零時となります。
- 共済期間は1年間です。
(継続をしない旨のご連絡がない場合は、更新継続されます。)

●共済掛金と払込方法

1.共済掛金

①基本掛金

基本掛金は被共済者の職業・職務によって3種類(一般、やや危険、危険)に分類されています。

職業・職務	種別掛金	年額(一括)	
		S型	W型
一般		7,500円	14,000円
やや危険		11,000円	21,000円
危険		15,000円	30,000円

②団体契約

一括払いで10人以上の団体契約につきましては下表のとおり割引率を適用します。

加入者数	10人以上	20人以上	50人以上	100人以上	500人以上	1,000人以上
割引率	3%	5%	10%	13%	15%	20%

※団体契約をお申し込みいただく条件は、同一の商店・工場・事業所等において10人以上が一括して共済契約を締結する場合となります。共済契約以外に活動実体のない団体及び代表者が定められていない団体につきましては適用外となります。

③分割契約

一契約でS型5人以上、W型3人以上の契約は、年12回の分割払いもご利用いただけます。分割払いの月掛金は下表の通りです。

加入者数	コース 職業・職務	S型			W型		
		一般	やや危険	危険	一般	やや危険	危険
5人(3人)~19人		670円	980円	1,340円	1,250円	1,870円	2,680円
20人~49人		660円	960円	1,310円	1,230円	1,830円	2,620円
50人~99人		620円	910円	1,240円	1,160円	1,740円	2,480円
100人以上		600円	880円	1,200円	1,120円	1,680円	2,400円

2.共済掛金の払込方法

この商品の共済掛金の払込方法は、ご契約時にご指定いただく金融機関の口座から、口座振替によりお支払いいただきます。

- 年一括払契約の場合の振替開始日は、責任開始月の17日(金融機関等が休日の場合には翌営業日)に初回共済掛金を振り替え、以後、毎年、責任開始月の1年後応答月の17日(金融機関等が休日の場合には翌営業日)が振替日となります。
- 分割払契約の場合の振替開始日は、責任開始月の17日(金融機関等が休日の場合には翌営業日)に初回共済掛金を振り替え、以後、毎月17日(金融機関等が休日の場合には翌営業日)が振替日となります。